

議会運営委員会構成推移

資料4

改選年月	会 派 名	会派 構成 人数	議運 内訳	定数	備 考
平成19年5月	新政みえ	24	6	13	
	自民・無所属	16	3		
	未来塾	4	1		
	自民党青雲会	3	1		
	日本共産党	2	1		
	公明党	2	1		
平成20年5月	新政みえ	24	5	13	自民クラブ：1
	自民・無所属	16	4		
	未来塾	4	1		
	日本共産党	2	1		
	自民党青雲会	2	1		
	公明党	2	1		
平成21年5月	新政みえ	23	5	13 (1)	「想道」：1
	自民みらい	21	5		
	日本共産党	2	1		
	公明党	2	1		
平成22年5月	新政みえ	23	5	13 (1)	「想道」：1
	自民みらい	21	5		
	日本共産党	2	1		
	公明党	2	1		
平成23年5月	新政みえ	24	6	13	みんなの党：1
	自民みらい	21	5		
	鷹山	3	1		
	公明党	2	1		
平成24年5月	新政みえ	24	6	13	みんなの党：1
	自民みらい	21	5		
	鷹山	3	1		
	公明党	2	1		
平成25年5月	新政みえ	24	6	13	みんなの党：1
	自民みらい	20	5		
	鷹山	3	1		
	公明党	2	1		
平成26年5月	新政みえ	24	6	13	みんなの党：1
	自民みらい	20	5		
	鷹山	3	1		
	公明党	2	1		
平成27年5月	新政みえ	23	6	11	公明党：2 日本共産党：2 能動：1 大志：1 草の根運動みえ：1
	自民党	18	4		
	鷹山	3	1		

委員は、5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。

（少数会派の取り扱い）

4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は前項の規定にかかわらず、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。その他の少数会派の議員は、委員会を傍聴し、委員長の許可を得て発言することができる。